

2019年度 「介護事業所訪問WEEK！」開催要項

- 1 趣旨**

本要項は、本市において、市民一人一人が住み慣れた地域で医療と介護を受け、安心して暮らせる地域包括ケアシステムを深化・推進するうえで、介護人材不足が課題となっていることから、新たな担い手の確保を促進することを目的に「介護事業所訪問週間WEEK！」を実施することとし、当該イベントの開催に関する事項を定めるものとする。
- 2 募集対象**

次に該当する方

 - ・介護職等として高齢者福祉・介護サービス事業所等で従事する意思のある方
 - ・介護人材養成校やその他大学・専門学校に所属している学生の方
- 3 事業内容**
 - ・市内の介護サービス事業所で就活生向け見学会・説明会を実施するもの。
 - ・法人及び事業所概要説明、事業所内見学、質疑応答の時間を設定。
- 4 実施期間**

2019年5月13日（月）～2019年5月18日（土）（※土曜日は午前のみ。）

①10時～ ②13時～ ③15時～ （各回90分、定員あり）
- 5 留意点**
 - ・事業所内では担当職員の指示に従うこと。
 - ・事業所内で知りえた個人情報（入居者や職員の情報）や法人の秘匿情報などを外部に漏らさないこと。
 - ・事業所でのアンケートにご協力ください。（複数訪問する場合は、いずれか1か所で提出。）
- 6 参加方法**
 - ・申込方法 訪問する事業所に連絡し、名前と連絡先を伝えてください。
当日は学生証等を提示すること。
 - ・申込締切 参加する日の3日前まで
- 7 申込内容の変更・訪問の取りやめ**

申込内容の変更または訪問の取りやめを希望する場合は、わかり次第すみやかに訪問予定の事業所に連絡すること。
- 8 イベントの開催中止**

諸般の事情によりイベントの開催が中止となる場合には、訪問予定の事業所（法人）から事前に登録した連絡先に連絡するものとする。
- 9 申込取消規程**

次の行為があった場合には受付の取り消しおよび今後本市が実施する事業への参加を禁止するなどの措置を行うことができる。

 - ・募集要項 5 の規定に反する行為があったと認められる場合
 - ・その他、社会的信用を損なう恐れがある等、参加者として不適切な行為があったと認められる場合
- 10 個人情報保護**

イベント参加のために訪問先の事業所に伝えた氏名・連絡先等の個人情報は、参加人数の把握とイベント開催内容の変更及び中止の連絡のためだけに利用し、各事業所において、イベント終了後ただちに削除するものとする。